

# 岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する要領

(平成10年3月30日 監第775号)

## (目的)

- 1 この要領は、岐阜県の発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10及び同令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用して競争入札に対する工事に関する取扱いを定めることを目的とする。

## (対象工事)

- 2 全ての競争入札について、予定価格1億円以上は低入札価格調査制度を、予定価格1億円未満は最低制限価格制度を適用する。  
ただし、総合評価落札方式による場合は、低入札価格調査制度を適用する。

## (制度の適用)

- 3 低入札価格調査制度を適用する場合は、「低入札調査基準価格」（以下「基準価格」という。）及び「失格判断基準」を、また最低制限価格制度を適用する場合は、「最低制限価格」（以下「制限価格」という。）を設定するものとする。  
ただし、予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）に規定される金額以上の岐阜県が発注する建設工事（以下「WT〇対象工事」という。）については、低入札価格調査制度として、「基準価格」及び「特別重点調査対象価格」（以下「対象価格」という。）を設定するものとする。

## (基準価格)

- 4 (1) 基準価格は、契約の内容に適合した履行がなされないと認められる基準となる金額をいうものとする。

基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。

ア 土木系工事（「土木一式」、「とび・土工・コンクリート（解体工事を除く）」、「ほ装」、「塗装」及び「造園」等、イ及びウを除く。）

- ① 直接工事費相当分の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費相当分の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費相当分の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費相当分の額に10分の5.5を乗じて得た額

イ 「建築一式」並びに營繕工事にかかる「電気」、「電気通信」、「管」、「とび・土工・コンクリート（解体工事に限る。）」及び「解体」

- ① 「直接工事費相当分の額に10分の9を乗じて得た額」に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費相当分の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 「現場管理費相当分の額」と「直接工事費相当分の額に10分の1を乗じて得た額」の合計額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費相当分の額に10分の5.5を乗じて得た額

ウ 営繕工事以外の「電気」及び「電気通信」並びに上水道工事及び下水道工事にかかる「機械器具設置」

- ① 機器費相当分の額に10分の9.07を乗じて得た額
- ② 直接工事費相当分の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ③ 共通仮設費相当分の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 現場管理費相当分の額に10分の9を乗じて得た額
- ⑤ 一般管理費相当分の額に10分の5.5を乗じて得た額

ただし、収支等命令者が必要と認める特別な契約の場合は、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で収支等命令者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

- (2) 前項の規定により得られた額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7を乗じて得た金額とする。

- (3) 算出にあたっての費用区分は、別に定める「岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する事務処理要

領」（以下、「事務処理要領」という。）によるものとする。

（失格判断基準）

- 5 (1) 失格判断基準は、基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行がなされないと判断される基準をいうものとし、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に満たない価格で入札を行った場合は失格とする。
- ア 土木系工事（「土木一式」、「とび・土工・コンクリート（解体工事を除く）」、「ほ装」、「塗装」及び「造園」等 イ及びウを除く。）
- ① 直接工事費相当分の額に10分の9.7を乗じて得た額  
② 共通仮設費相当分の額に10分の9を乗じて得た額  
③ 現場管理費相当分の額に10分の9を乗じて得た額  
④ 一般管理費相当分の額に10分の2を乗じて得た額
- イ 「建築一式」並びに營繕工事にかかる「電気」、「電気通信」、「管」、「とび・工・コンクリート（解体工事に限る。）」及び「解体」
- ① 「直接工事費相当分の額に10分の9を乗じて得た額」に10分の9.7を乗じて得た額  
② 共通仮設費相当分の額に10分の9を乗じて得た額  
③ 「『現場管理費相当分の額』と『直接工事費相当分の額に10分の1を乗じて得た額』の合計額に10分の9を乗じて得た額」に補正係数 $\alpha$ を乗じて得た額（補正係数 $\alpha$ は0.8とする）  
④ 一般管理費相当分の額に10分の2を乗じて得た額
- ウ 営繕工事以外の「電気」及び「電気通信」並びに上水道工事及び下水道工事にかかる「機械器具設置」
- ① 機器費相当分の額に10分の8.2を乗じて得た額  
② 直接工事費相当分の額に10分の9.7を乗じて得た額  
③ 共通仮設費相当分の額に10分の9を乗じて得た額  
④ 現場管理費相当分の額に10分の9を乗じて得た額  
⑤ 一般管理費等相当分の額に10分の2を乗じて得た額
- ただし、収支等命令者が必要と認める特別な契約の場合は、第1項の規定にかかわらず、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で収支等命令者の定める割合を入札書比較価格に乗じて得た額とする。
- (2) 前項の規定により得られた額が、入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額とする。
- (3) 算出にあたっての費用区分は、事務処理要領によるものとする。

（制限価格）

- 6 (1) 制限価格は、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるとときに設定することができる金額をいうものとする。
- (2) 制限価格の算出は、4(1)及び(2)の基準価格の算出の規定を準用し、制限価格を下回って入札を行った場合は失格とする。

（対象価格）

- 7 (1) 対象価格は、WTO対象工事において、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて特に重点的な調査（以下「特別重点調査」という。）を実施する金額をいうものとする。
- (2) 対象価格の算出は、5(1)及び(2)の失格判断基準の算出の規定を準用し、対象価格を下回って入札を行った場合は、低入札価格調査の実施に際し、特別重点調査を実施する。

（入札保留）

- 8 低入札価格調査制度を適用した入札において、入札の結果、基準価格を下回る入札があったときは、落札決定を保留し、入札参加者に落札者は後日決定する旨を通知する。

（低入札価格調査の実施）

- 9 (1) 8の場合において、失格判断基準又は対象価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格入札者又は総合評価落札方式における最大評価値入札者（以下、「最低価格入札者等」という。）が、基準価格を下回る価格で入札を行った場合は、収支等命令者は、その入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされないと認められるか否かについて、次の項目により、

最低価格入札者等からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

なお、最低価格入札者等が複数ある場合は、同時に調査を行うものとする。

- ア その入札価格により入札した理由
- イ 入札価格の内訳書及び明細書
- ウ 下請業者との関係
- エ 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- オ 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- カ 配置予定技術者
- キ 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件
- ク 手持ち資材状況
- ケ 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- コ 手持ち機械数の状況
- サ 労務者の具体的供給見通し
- シ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ス 建設副産物の搬出地
- セ 経営内容
- ソ アからセまでの資料及び事情聴取した結果についての調査検討
- タ シの公共工事の成績状況
- チ 経営状況（取引金融機関、保証会社への照会）
- ツ 信用状況（建築業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請け代金の支払い遅延状況等）
- テ その他必要な事項

(2) 低入札価格調査の実施にあたっては、事務処理要領によるものとする。

(3) 低入札価格調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は当該調査時の内容と完成検査時の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成13年4月1日工検第12号）に基づく入札参加資格停止措置（以下「参加資格停止措置」という。）を講ずることがある。

#### （特別重点調査の実施）

10（1）8の場合において、最低価格入札者等が対象価格を下回る価格で入札を行った場合は、9に基づく調査の実施に際し、次の項目について、最低価格入札者等からの事情聴取、関係機関への照会等の特別重点調査を行う。

なお、最低価格入札者等が複数ある場合は、同時に調査を行うものとする。

- ア その入札価格により入札した理由
- イ 入札価格の内訳書及び明細書
- ウ コスト縮減額
- エ 下請予定業者名等
- オ 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- カ 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- キ 配置予定技術者
- ク 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件
- ケ 手持ち資材状況
- コ 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- サ 手持ち機械数の状況
- シ 機械リース元
- ス 労務者の具体的供給見通し
- セ 工種別労務者配置計画
- ソ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- タ 建設副産物の搬出地
- チ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画
- ツ 品質確保体制（品質管理のための人員体制）
- テ 品質確保体制（品質管理計画書）
- ト 品質確保体制（出来形管理計画書）
- ナ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
- ニ 安全衛生管理体制（点検計画）
- ヌ 安全衛生管理体制（仮設設置計画）

## ネ 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）

### ノ 誓約書

ハ アからネまでの資料及び事情聴取した結果についての調査検討

ヒ ソの公共工事の成績状況

フ 経営状況（取引金融機関、保証会社への照会）

ヘ 信用状況（建築業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請け代金の支払い遅延状況等）

ホ その他必要な事項

(2) 特別重点調査の実施にあたっては、事務処理要領によるものとする。

(3) 特別重点調査において提出された資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、収支等命令者により資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として1回に限り再提出等を行うことができる。

(4) 特別重点調査に係る資料を期限までに提出しない場合又は10(1)の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、当該最低価格落札者等の入札を無効とする。

(5) 特別重点調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は当該調査時の内容と完成検査時の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに参加資格停止措置を講ずることがある。

（岐阜県建設工事入札参加資格委員会での審査）

11 収支等命令者は、調査の結果を記載した書面を作成し、岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程（昭和52年訓令甲第16号）第二条の規定により、審査意見を求めなければならない。

（審査及び意見の表示）

12 岐阜県建設工事入札参加資格委員会は、収支等命令者から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。

（意見に基づく落札者の決定等）

13 (1) 岐阜県建設工事入札参加資格委員会の表示した意見が、その入札価格をもって契約の内容に適合した履行が可能であると認めた場合においては、収支等命令者は、最低価格入札者等を落札者として決定する。

また、岐阜県建設工事入札参加資格委員会の表示した意見が、その入札価格をもっては契約の内容に適合した履行がなされないと認めた場合においては、収支等命令者は、最低価格入札者等を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低価格入札者、又は総合評価落札方式における最大評価値入札者（以下、「次順位者」という。）を落札者として決定する。

なお、次順位者が基準価格又は対象価格を下回った入札者であった場合には、9以降と同様の手続きを行い、落札者を決定するものとする。

(2) 収支等命令者は、落札者を決定したときは、全入札者に対して、落札者の決定を通知するものとする。

（基準価格を下回る落札者との契約に係る措置）

14 (1) 収支等命令者は、基準価格を下回る落札者と契約を締結しようとするときは、主任技術者又は監理技術者とは別に、追加配置技術者（一般競争入札の場合は入札参加資格を、指名競争入札の場合は入札執行通知の内容を満たす技術者をいう。以下同じ。）1名を、契約工期の始まり時点から配置し、現場施工に着手する日からは専任で現場（工場製作の過程を含む工事では、工場製作期間を含む。）に配置することを義務付けるものとする。ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員が追加配置技術者を配置することとする。

(2) 追加配置技術者は、当該工事における現場代理人を兼務することができない。

(3) 基準価格を下回る落札者と契約を締結したときは、当該工事が「岐阜県建設工事共通仕様書」第1編第1章1-1-20に定める重点監督となるため、監督員は段階確認及び施工状況立会を重点的に行うこととする。

(4) 特別重点調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。

（予定価格書への基準価格等の記載）

15 事務の適正な執行を確保するため、様式1に、予定価格、低入札調査基準価格及び失格判断基準若しく

は対象価格、又は最低制限価格を記載し、開札まで厳重に管理しておくものとする。

(入札執行通知等への記載)

16 収支等命令者は、低入札価格調査制度を適用する場合は、入札公告又は入札執行通知に、基準価格、失格判断基準若しくは対象価格及び14の適用があること、並びに入札金額によっては入札保留がなされることを明示する。

また、最低制限価格制度を適用する場合は、入札公告又は入札執行通知に、制限価格の適用があることを明示する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月15日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成31年3月25日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

## 予定価格書

仕様書番号 第 号

工事名 工事

設計金額 ¥ 円

予定価格（A） ¥ 円

入札書比較価格 ¥ 円  
(A × 100 / 108)

低入札調査基準価格（B） ¥ 円  
(又は最低制限価格 (B) ¥ 円)

基準比較価格 ¥ 円  
(B × 100 / 108)  
(又は制限比較価格 ¥ 円)  
(B × 100 / 108)

＜失格判断基準＞  
（又は対象価格）

¥ 円（税抜き）

備考1 入札書比較価格の算出時の1円未満の端数は切り捨てること。

- 2 低入札調査基準価格及び最低制限価格の算出時の1円未満の端数は原則として切り捨てるが、予定価格の10分の7以上10分の9以下となるよう適宜切り上げ又は切り捨てをすること。
- 3 失格判断基準の価格の算出時の1円未満の端数は原則として切り捨てるが、入札書比較価格の10分の7以上10分の9以下となるよう適宜切り上げ又は切り捨てをすること。
- 4 本様式は開札まで厳重に管理すること。